予防接種法施行規則の一部を改正する省令案の概要

1. 改正の趣旨

- 予報接種法(昭和23年法律第68号)第12条第1項の規定に基づき、病院若しくは診療所の開設者又は医師は、定期の予防接種等を受けた者が、一定の期間において、当該定期の予防接種等を受けたことによるものと疑われる症状を呈していることを知ったときは、その旨を厚生労働大臣に報告しなければならないとされている。当該報告の基準について具体的には、予防接種法施行規則(昭和23年厚生省令第36号)第5条において、各疾病に係る症状及び期間が規定されている。
- 今般、水痘及びインフルエンザの定期の予防接種等を受けたことによるものと疑われる症状の報告の基準にそれぞれ新たな症状を追加する等、予防接種法施行規則について所要の改正を行うもの。

2. 改正の内容

○ 水痘の定期の予防接種等を受けたことによるものと疑われる症状の報告の基準として、以下 を追加する。

症状	期間
無菌性髄膜炎(帯状疱疹を伴うものに限る。)	予防接種との関連性が高いと医師が認める 期間

○ インフルエンザの定期の予防接種等を受けたことによるものと疑われる症状の報告の基準に として、以下を追加する。

症 状	期間
急性汎発性発疹性膿疱症	二十八日

○ その他、所要の改正を行う。

3. 根拠条項

予防接種法第12条第1項

4. 公布日

令和元年9月中旬(予定)

5. 施行期日

公布の日

						T		期 欄 、五 🧘	
	B型肝炎				水痘	(略)	対象疾病	期間内に確認され欄に掲げる症状で、次の表の上欄に人に不住人人を一次の上欄に五条 法第十二条	
連性が高いと認める症状であその他医師が予防接種との関	(略)	(略)	無菌性髄膜炎(帯状疱疹を伴	血小板減少性紫斑病	(略)	(略)	症状	たものとする。とあって、それぞれ接種から同表に掲げる対象疾病の区分ごとにそれ第一項に規定する厚生労働省令(())	改正後
の関連性が	(略)	(略)	間 ぶ 高 い と 医 師 が お め と 医 師 が と を の り を を を の は を を を も も も も も も も も も も も も も	二十八日	(略)	(略)	期間	の下欄に掲げで定めるもの	
								る 中 は 第	
	B 型肝炎				水痘	(略)	対象疾病	期間内に確認され、次の表の上欄に掲げる症状で、後の表の上欄に工条	
連性が高いと認める症状であその他医師が予防接種との関	(略)	(略)	(新設)	血小板減少性紫斑病	(略)	(略)	症状	れたものとする。であって、それぞれ接種から同表に掲げる対象疾病の区分ごとにそ、条第一項に規定する厚生労働省令状)	改正前
予防接種と	(略)	(略)	(新設)	二十八日	(略)	(略)	期間	3の下欄に掲げれで定めるもの	

,	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)	
	(新設)	(新設)		二十八日	急性汎発性発疹性膿疱症	
	二十八日	急性散在性脳脊髄炎		二十八日	急性散在性脳脊髄炎	
-	(略)	(略)	インフルエンザ	(略)	(略)	インフルエンザ
	関 <mark>が認める機</mark> が と医師	それのあるものとれのあるもの、死亡、身体の機能の障害に至るおもの又は死亡若しくもの、死亡、身体の機能の障もの、死亡、身体の機能の障がで、入院治療を必要とする		 間 が認める 期 師	それのあるものとれのあるもので、入院治療を必要とするって、入院治療を必要とするので、	